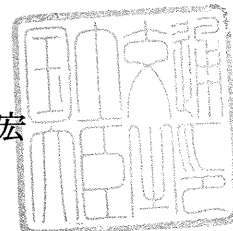




国鉄幹第10号の2  
平成23年5月27日

東海旅客鉄道株式会社  
代表取締役社長 山田 佳臣 殿

国土交通大臣 大島 章宏



中央新幹線の建設の指示について

全国新幹線鉄道整備法第7条第1項の規定に基づき、中央新幹線の建設に関する整備計画を下記のとおり決定したので、同法第8条の規定により当該整備計画に基づいて中央新幹線（東京都・大阪市間）の建設を行うことを指示する。

記

建設線	中央新幹線	
区間	東京都・大阪市	
走行方式	超電導磁気浮上方式	
最高設計速度	505キロメートル/時	
建設に要する費用の概算額（車両費を含む。）	90,300億円	
その他必要な事項	主要な経過地	甲府市附近、赤石山脈（南アルプス）中南部、名古屋市附近、奈良市附近

（注）建設に要する費用の概算額には、利子を含まない。